



# 広報 9月号 No. 179 おんが

発行 昭和50年9月5日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



完成が間近い遠賀町中央公民館

### 人のうごき (8月の住民基) 本台帳から

人口	10,529人	(+26)
男	5,052	(+17)
女	5,477	(+9)
世帯数	2,942戸	(+6)

( ) 内は前月比

九月の書簡用語  
 初秋・新秋・秋色・野分・時雨  
 早秋・新涼・秋気・涼風・清涼  
 秋の夜は長く・台風一過し

一日 防災の日  
 十五日 敬老の日  
 二十日 十五夜  
 二十四日 秋分の日

### 9月のこよみ





# 国勢調査の お知らせ

本年は、5年毎に実施されている国勢調査の年で、10月1日付で調査が行なわれます。

国勢調査は、統計法に基づいて行なわれる国の最も基本的な統計調査で、全国・都道府県・市区町村の人口や世帯数ばかりでなく、人口の構成や世帯の構成を明らかにして、国の政治や行政はもちろんだ、都道府県や市区町村の地域社会に直結する行政に役立つ資料を得るために行われるものです。

国勢調査の結果は、たとえば次のように利用されます。

- 1 各種の法律で、国勢調査の結果得られた都道府県・市区町村別の人口や世帯数を用いることが規定されています。その主な例を示すと次のとおりです。

- (1) 地方交付税法……地方交付税の算定基準として
  - (2) 地方自治法……都道府県議会及び市町村議会の議員の定数の決定に、市の設置要件として
  - (3) 過疎地域対策緊急措置法……過疎地の指定に
- 2 国勢調査によって、男女別・年

齢別・配偶関係別・産業別・職業別などの人口や、核家族その他の地帯に関する資料、市区町村より小さい地域に関する資料などが作られます。これらは、社会福祉対策・労働力需給計画・各種の地域計画など国や都道府県、市区町村の行政上の資料として利用されるほか、民間の会社や各種の研究機関などでも、広く利用されることとなります。

3 また、我が国では、(1) 国土や資源に関連して総人口の動向

- (2) 人口の大都市集中に伴う過疎問題
- (3) 人口の高齢化や核家族化に伴う各種の社会・福祉に関する問題。

などが論議されていますが、これらの問題を考えるに当っても現在の人口の状況を正確に把握することが、きわめて重要な課題となります。

今回の国勢調査では、このような人口の状況をできるだけ早く、しかも正確に明らかにするため、

世帯で記入していただく調査票を、直接「光学式読取装置」という機械にかけ、大型の電子計算機により集計することになっています。

集計結果のうち、都道府県や市区町村別の詳しい統計は、明年春ごろから逐次公表されることになっていきます。

### ※調査の期日と日程

9月20日過頃から、調査員が各家庭に調査表を配布して回ります。調査表には10月1日現在における状態を御記入下さい。御記入の済みました調査表は、10月1日～10月5日までに調査員が検収にまいります。折ったり汚したりしないように保管しておいて下さい。

なお調査表に御記入の際不明な点がありましたら、検収の時調査員にお尋ねになるか、又は役場庶務課にお尋ね下さい。

※今回の国勢調査で申告された個人の秘密は厳守されますので記入もれないよう御記入下さい。

### ▼国勢調査懸賞募集▲▲

問題 国勢調査による福岡県の問題 口は何人でしょうか。

官製はがきに福岡県の予想人口と住所氏名を明記のうえ、福岡市中心区天神一の一・福岡県調査統計課国勢調査実施本部まで。

ベ切 10月10日(当日消印有効)

## 10月1日は国勢調査

### 日本 の 人 口

#### ▶世界における位置

(世界第6位の人口大国—日本。国土に比べいかに過大であるかがわかる。)

	万人	人口密度
世界人口	386,000	28人
中国	81,428	85
インド	57,422	175
ソビエト	24,975	11
アメリカ	21,040	22
インドネシア	12,460	84
日本	10,835	291
ブラジル	10,171	12

(1973年、年次推計) —国連「人口統計年鑑」  
1973年版

#### ▶我が国の人口推移

(大正9年の第1回調査に比し、ほぼ倍増した。)

	万人	人口密度
大正9年	5,596	147人
昭和15年	7,311	191
25年	8,411	226
45年	10,467	281

(注) 沖縄県を除いた結果

最近1年間(昭和48年)の出生と死亡

出生数：209万人  
死亡数：71万人  
差し引き自然増加は138万人

## 交通災害共済の切替と見舞金・共済期間の改正

### に つ い て の お 知 ら せ

いままでの共済期間は加入申込をした日の翌日から一年間であったため、三年後の期間満了日を忘れたがちで、加入更新手続きのものがめだっていました。

そこで、今後は共済期間を毎年10月1日から翌年9月30日までとし、共済期間の中途で加入しても、その日以後初めて到来する9月30日が期間満了日となるように

改められます。そして共済掛金も年額三六〇円とし、中途で加入する人は月額三十円の月割で納めていただき、見舞金も最高六十万円より最低一万円までと改正されます。

なお、50年9月30日以前に申込みをされる方は、現行の共済掛金で申し込みができ、50年10月1日以降の事故については改正後の新

しい見舞金額が支給されます。加入の申込先

継続して加入される方、新しく加入される方は区長さんを通じてお申込下さい。中途から加入される方は、役場庶務課までおいで下さい。

なおお交通共済についての詳細は広報といっしょに配布されますチラシを御参照下さい。

## 見舞金額

等級	災害の程度	入院日数	金額
一等級	死亡		60万円
二等級	不具廃疾		30
三等級	180日以上の医師の治療を要した傷害	300日以上	12
		240日～299日	10
		180日～239日	8
		150日～179日	7
		120日～149日	6
		90日～119日	5
四等級	90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害	60日～89日	4
		30日～59日	3
		30日未満	2.5
		150日～179日	6
五等級	30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害	120日～149日	4.5
		90日～119日	3.5
		60日～89日	3
		30日～59日	2.5
六等級	7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害	30日未満	2
		60日～89日	2.5
		30日～59日	2
七等級	30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害	30日未満	1.5
		60日～89日	2.5
八等級	7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害	20日～29日	1.5
		20日未満	1

※入院しない場合は各等級の最低額です。  
※1、2等級は事故が直接の原因で365日以内に死亡し、又は不具廃疾(労災の2等級相当)になられたときに支払います。

- (見舞金を支払わない場合)
- (1) 契約者の故意または重大な過失による事故
  - (2) 無免許運転(承知の同乗者を含む)による事故
  - (3) 飲酒運転(承知の同乗者を含む)による事故
  - (4) 地震その他異常の天災による事故
  - (5) 自動車教習所や工場内など一般の交通のために開放されていない場所での事故

## 待望の町中央公民館が完成の運び

—— 九月二十三日に落成式 ——

待望久しかった遠賀町中央公民館が愈々完成の運びとなりました。着工後八ヶ月を容れ、総工事費三億四千万円、建物、施設、共に教育文化のセンターにふさわしいもので、今後町民のみならず、大いに利用していただくわけであり

ますが、開館に先立ち、九月二十三日に落成式を行い、引続き二十三日から九月二十五日まで、書画展覧会、九月二十五日には大ホールで新制作座の「人間万才」の公演など多彩な記念行事によって、開設の幕が開かれます。

こ け ら 落 し に

新制作座「人間万才」の公演  
真山美保作「人間万才」は全国二千回に及ぶ公演数を持ち、九州巡業のトップを切って、遠賀町中

## 福岡県「青年の船」の一般団員の募集について

募集期間  
9月1日から9月30日まで  
募集の窓口  
教育委員会社会教育課

県内の青年を乗船させて、研修と団体生活を通じて心身を鍛練し、訪問での現地青年との交歓会、現地視察等を行い国際的視野を広めさせ中堅青年の育成をはかるものです。  
応募の資格  
年令昭和50年4月1日現在満20才以上26才未満青年男女  
希望される方はくわしいことや申込書など関係書類を取りそろへてありますので、町教育委員会へお越し下さい。

# 税金はどのよう

## 使われたか

決算は行政の足あとであり、町財政がどのような状況であるかは住民として最も関心のあるところだと思います。

昭和四十九年度の決算において、確定したものではありませんが、見込額として概数ができましたので、お知らせします。

### I 一般会計の状況

昭和四十九年度の一般会計は当初九四〇、三五一千円でありましたが、その後補助事業等の決定に

伴う修正により最終予算は、一、七九八、五三三、二〇〇円となりました。

これに対し決算見込額は歳入一、六七一、〇二七、七〇〇円(繰越費二一八、五一九、九〇〇円を除く)、歳出一、四六七、二二六、六〇〇円、繰出差引残額二〇三、八〇一、九〇〇円、翌年度へ繰越すべき財源八九、〇二六、六〇〇円、実質収支一四、七七五、五〇〇円です。

### II 収入の状況

歳入総額一、六七一、〇二七、七〇〇円、前年度対比一九一・五%の増となります。

これは、経済の一般的傾向が、インフレ経済下という事情もありましたが、特に譲渡所得による町民税及び地方交付税の顕著な伸びと国、県の補助事業の拡大に伴う、国、県支出金の上昇が大きな要因となっております。

- (1) 町税収入状況
  - ① 町民税 三六二、六九六、六〇〇円
  - ② 固定資産税 二〇六、二六八、八〇〇円
  - ③ 軽自動車税 七九、〇一七、七〇〇円
  - ④ たばこ消費税 三、七六九、九〇〇円
  - ⑤ 電気税 一六、六二二、二〇〇円
  - ⑥ 特別土地保有税 七、四四一、一〇〇円
  - ⑦ 自動車重量譲与税 四九、五七九、九〇〇円
  - ⑧ 娯楽施設利用税交付金 七、四四三、三〇〇円
  - ⑨ 自動車取得税交付金 二〇、四四七、七〇〇円
  - ⑩ 自動車取得税交付金 一三、四三三、八〇〇円
  - ⑪ 地方交付税 三三五、七二八、二〇〇円
  - ⑫ 交通安全対策特別交付金 一、〇八二、二〇〇円
  - ⑬ 分担金及び負担金 九四、四三三、七〇〇円
  - ⑭ 使用料及び手数料で収入の主なものは、次のとおりです。
  - ⑮ 1 町営住宅使用料 九二二、一〇〇円
  - ⑯ 2 公民館使用料 七三三、三〇〇円
  - ⑰ 3 戸籍手数料 一、一一九、九〇〇円
  - ⑱ 4 国の支出金で収入の主なものは次のとおりです。
  - ⑲ 1 児童保護措置費補助金 三〇、三二四、四〇〇円
  - ⑳ 2 児童手当補助金 六、六九二、二〇〇円
  - ㉑ 3 年金事務交付金 二、一六七、七〇〇円
  - ㉒ 4 老人医療費補助金 一六、二八一、一〇〇円
  - ㉓ 5 上下水道施設整備事業補助金 一〇、七三六、六〇〇円
  - ㉔ 6 緊急就労対策事業補助金 一〇、〇四四、四〇〇円
  - ㉕ 7 産炭地域開発就労事業補助金 一九、〇五四、四〇〇円
  - ㉖ 8 特定地域開発就労事業補助金 一四、一〇〇、〇〇〇円
  - ㉗ 9 防衛施設周辺道路整備事業補助金 九二、七六一、一〇〇円
  - ㉘ 10 公営住宅建設事業補助金 一七、二九四、四〇〇円
  - ㉙ 11 集団移転事業補助金 五九、一六六、六〇〇円
  - ㉚ 12 下排水路整備事業補助金 八、四八一、一〇〇円
  - ㉛ 13 消防車購入事業補助金 二、七〇〇、〇〇〇円
  - ㉜ 14 社会教育施設(公民館)事業補助金 五三、一六七、七〇〇円
  - ㉝ 15 住宅改修資金貸付事業補助金 一、〇五〇、〇〇〇円
  - ㉞ 16 県支出金で収入の主なものは、次のとおりです。
  - ㉞ 1 県民税徴収事務交付金 八、五五一、一〇〇円
  - ㉟ 2 参議院選挙事務補助金 一、〇五六、六〇〇円
  - ㊱ 3 児童保護措置費補助金 三、七九一、一〇〇円
  - ㊲ 4 老人医療費補助金 五、八八九、九〇〇円
  - ㊳ 5 農業委員会補助金 一、二二四、四〇〇円
  - ㊴ 6 土地改良事業補助金 四、八五六、六〇〇円
  - ㊵ 7 農機具購入事業補助金 五、五四一、一〇〇円
  - ㊶ 8 公営住宅建設事業補助金 三、五五〇、〇〇〇円
  - ㊷ 11 繰入金
    - ① 中央公民館建設基金 一九、八〇〇、〇〇〇円
    - ② 土地開発基金 二五、一七三、三〇〇円
    - ③ 退職基金 四、一〇五、五〇〇円
    - ④ 繰越金 一三、四〇〇、〇〇〇円
    - ⑤ 諸収入 一一三、六四五、五〇〇円
    - ⑥ 町債
      - ① 街灯設置事業債 一〇〇、〇〇〇円
      - ② 緊急就労対策事業債 五、四〇〇、〇〇〇円
      - ③ 産炭地域開発事業債 九、八〇〇、〇〇〇円
      - ④ 特定地域開発就労事業債 八、九〇〇、〇〇〇円
      - ⑤ 農機具購入事業債 二、八〇〇、〇〇〇円
      - ⑥ 防衛施設周辺道路整備事業債 二二、四〇〇、〇〇〇円
      - ⑦ 公営住宅建設事業債 二九、九〇〇、〇〇〇円
      - ⑧ 住宅改修資金貸付事業債 三、八〇〇、〇〇〇円
      - ⑨ 消防車購入事業債 一、〇〇〇、〇〇〇円
      - ⑩ 下排水路整備事業債 四、二〇〇、〇〇〇円
      - ⑪ 防火水槽設置事業債 七〇〇、〇〇〇円
      - ⑫ 中央公民館建設事業債 五六、四〇〇、〇〇〇円

# 事情の公表(上)

## 決算見込額の概況

(1) 昭和49年度一般会計歳入状況表

科 目	収入額(千円)	構成比(%)	人口1人当り(円)
町 税	362,696	21.7	35,104
自動車重量税	7,443	0.4	720
娯楽施設利金	20,447	1.2	1,798
自動車取得税	13,438	0.8	1,301
交通安全対策金	1,082	0.1	105
地方交付税	335,728	20.1	32,494
負担金及び金	94,437	5.7	9,140
使用料及び料	2,133	0.2	206
国庫支出金	351,318	21.0	34,003
県 支 出 金	43,621	2.6	4,222
財 産 収 入	1,599	0.1	155
寄 附 金	579	0	56
繰 入 金	102,426	6.1	9,913
繰 越 金	74,025	4.4	7,165
諸 収 入	113,645	6.8	10,999
地 方 債	146,400	8.8	14,170
合 計	1,671,027	100	161,733

(2) 昭和49年度一般会計歳出状況表

科 目	支出額(千円)	構成比(%)	人口1人当り(円)
議 会 費	38,058	2.6	3,684
総 務 費	254,236	17.3	24,607
民 生 費	183,778	12.5	17,787
衛 生 費	70,769	4.8	6,849
労 働 費	90,196	6.2	8,730
農 林 水 産 費	43,680	3.0	4,228
商 工 費	11,881	0.8	1,150
土 木 費	410,111	28.0	39,693
消 防 費	43,070	2.9	4,169
教 育 費	269,977	18.4	26,130
公 債 費	29,098	2.0	2,816
諸 支 出 金	22,372	1.5	2,165
合 計	1,467,226	100	142,001

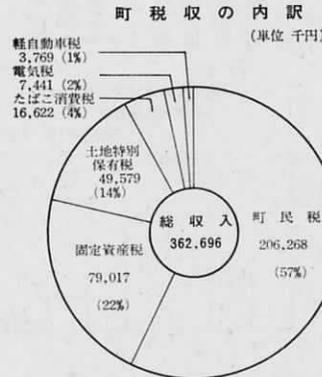
III 支出の状況

○支出の状況は別表(1)(2)のとおり  
でこれを性質別にみて主なものは

# 遠賀町財政

## — 昭和49年度

- (1) 人件費 二四五、七六一千円
- 議員、各種委員、町長以下職員  
の報酬、給料等を含む。
- (2) 物件費の主なものは次のとおり
- ① 旅費 一一、二五四千円
- ② 需要費 三二、九〇八千円
- ③ 役務費 七、九四一十千円
- ④ 備品購入費 一一、一六五千円
- (3) 扶助費
- ① 児童措置費 五六、八三三千円
- ② 老人医療費 二七、六五八千円
- (4) 補助費等
- ① 負担金 八二、三八四千円



- (5) 建設事業費の主なものは次のとおり
- ① 上水道整備事業 一七、八九四千円
- ② 有期多分金 七四、二三ノ千円
- ③ その他 三、八七七千円
- ④ 土地取得事業 八、四三四千円
- ⑤ 町道改良舗装工事 二〇、三二八千円
- ⑥ 防衛施設周辺道路整備事業 九四、七七八千円
- ⑦ 集団移転事業 六〇、八九〇千円
- ⑧ 下排水路整備事業 一一、八〇六千円
- ⑨ 公営住宅建設事業 五二、一〇三千円
- ⑩ 消防車購入事業 五、一〇〇千円
- (6) 失業対策事業 二一、八一二千円
- ① 緊急就労対策事業
- ② 産炭地域開発就労事業 三六、九九七千円
- ③ 特定地域開発就労事業 三一、三八七千円
- (7) 積立金 九〇、〇〇〇千円
- ① 財政調整基金積立 五、〇〇〇千円
- ② 退職準備基金積立 二二、三七二千円
- ① 普通財産取得費
- (8) 諸支出金 七、〇二二千円
- ① 社会教育施設建設事業(公民館) 一七一、〇九八千円
- ② 社会教育施設建設事業(公民館) 一七一、〇九八千円

# みんなの願い交通安全

## 秋の交通安全運動 9月22日～10月1日

交通指導風景  
折尾警察署員派遣



### はじめに

秋の交通安全運動が、九月二十二日から十月一日まで、十日間、全国一せいに実施されます。

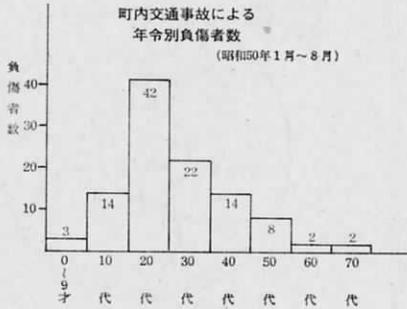
毎回のことながら、最近の交通事故の発生は、このような運動とはかわりなく、事故は増加の一途をたどっています。

ちょっとした不注意から、一家の支柱を失ったり、或は、不具者となつて、経済的、精神的負担を背負いながら一生を送らねばならない不幸な人々をみるにつけ交通事故の恐ろしさを、つくづく感じさせられます。

### 遠賀町の交通事故の状況

遠賀町では五十年一月から八月までの間に五十八件の交通事故が発生し、百七人(死者二人、重傷一人、軽傷百四人)の方が亡くなつたりケガをされたりしています。

広渡をトップに今古賀(八件)、別府(六件)、バイパス(五件)と続き、以下ほとんどの地区が名を連ねています。また事故は、自動車どうしが一番多く全体の半分以上の三十一件、自動車対三輪車が八件、転落などの単独事故が六件となつています。歩行者や自転車に乗っていて事故にあつたのが十件もあり、安心して道も歩けないような状態です。事故の内容は追突と出合がしらの衝突で五十八件中三十三件をしめ、中には悪質なき逃げまで起つています。



### 交通安全のために

このように遠賀町でも多くの交通事故が発生しています。特に追突や出合がしらの衝突はドライバーが注意しさえすれば防げる事故

安全を確かめましょう。さて、もし追突や二輪車で転倒したら……その時あなたの身体を守るのが、シートベルトやヘルメットです。顔に大きなケガをしたり、ムチ打ち症になったり、頭の骨を折つたりするのを防いでくれます。あなたは運転するときシートベルトやヘルメットを着けていますか？

また、今回の運動の特徴といひましては、従来、運転者の安全運転を主眼といたしておりますがこのほか、歩行者、自転車利用者の事故防止、など巾広くかけ、すべての人々を対象に、交通安全思想の普及徹底と正しい交通規則の実践を強調しています。



### 遠賀町剣道少年団

#### 岡垣町大会で準優勝!!

八月二十四日第一回岡垣町少年剣道大会が開催されました。本町の剣道少年団も郡内各町、中間市とともに参加し、小学生の部で見事準優勝に輝きました。現在町公民館で週二回練習をしています。町民の皆様方も応援して下さい。

### ビルマ地域戦没者

#### 遺骨収集派遣員となつて

有吉 正

私は厚生省主催第二次ビルマ地域戦没者遺骨収集のため、元歩兵百十四連隊(原隊小倉、ビルマ派遣第八九〇五部隊)より戦友代表として派遣員に選ばれました。

全国から戦友九十名、遺族三十名、青年十名、厚生省職員数名の編成です。十一月に富士山麓陸上自衛隊で集合訓練を受け、明年一月十八日羽田を出発し、二月十七日までの一ヶ月間滞在収集に参加します。私は、第一班(戦友八、遺族三名で構成)で百十四連隊最大の激戦地で最も多数の戦友を亡した北ビルマのミートキナ、モガウン地区を担当することになりました。特にミートキナは昭和十九年五月より言語に絶する激戦八十余日、三千数百名の郷土出身の戦友を亡し、全員玉砕の直前数える程の生存者と決死で深夜のイラワシ河を渡河し九死に一生を得ました。本町のビルマ地域戦没者四十八名中ミートキナで実に十四名の戦友をなくしており、そのほとんどが私と同部隊の「第八九〇五」でした。

私は本年より町敬老会にお招きいただいたり老境に入りましたが、幸い体力に恵まれていますので現地では派遣員として一体でも多く遺骨を収集し、その大任を果した

一位は  
旧停公民館チーム

▼遠賀町盆踊り大会▲▲



西日本新聞社事業団と老人ホーム協賛による初の企画として、十月中旬に福岡市で開催される福岡県下の老人ホームの演芸交換大会に遠賀静光園の出場が決定しました。これは去る六月に行なわれた筑豊大会で遠賀静光園が演じた「いもがらぼくと」が、出場四十種目の中から優秀演芸として選ばれたためです。この「いもがらぼくと」は男三人、女四人で演ずるもので、県大会での熱演が今から期待されています。

選挙人名簿登録者（定時登録）の書面を縦覧に供します

毎年九月一日を基準日として永久選挙人名簿に登録される定時登録者の書面を次のとおり縦覧に供します。

縦覧期間 九月十一日から十五日  
まで

場 所 遠賀町役場

なお今回登録される人は、昭和四十九年九月二日から昭和五十年九月一日までの間に満二十才以上の者および転入者で昭和五十年九月一日現在で引続き三カ月以上本町の住民基本台帳に登録されている人が今回の対象者となります。



共同募金でゆたかな

社会づくりを!!

「赤い羽根」でみなさんに親しまれている共同募金運動が、ことも十月一日から始まり、十二月の歳末助け合い運動と合せて、暮れの三十一日まで続けられます。誰もがしあわせでありたい、しかし世の中には自分の力だけではどうにもそれを果せない人々も多く残されているでしょう。

恵まれない環境にある子供たちからだの不自由な人たち、独り暮らしのお年寄り等にすこしでも多くのおもいやりを届けよう。そして又、自分たちの住む地域社会を血の通ったあたたかい豊かな環境に作りあげよう。これが共同募金のたすけあいの心です。

赤い羽根を通じて寄せられた寄付金は県下約一十カ所の福祉施設や福祉団校区社協等に配分され、それぞれお役に立って感謝されています。

たすけあいの心の波紋を大きくひろげて行くために皆さまの温かいご理解、ご協力をお願いいたします。

一般家庭での消防法規



1、火災とまざらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をしようとするときは、事前に消防署への届け出が必要だす。  
(バルサン等をたく場合は、隣近所に連絡し張紙をしておきましょう。)

2、火災警報発令中は次のことが禁止されています。

▽山林・原野等においての火入れ

▽屋外においての火遊びやたき火

3、灯油や軽油の貯蔵について  
(一〇〇リットル以上)

▽屋外では周囲に一メートル以上の空地が必要だす

▽屋内では、壁・柱・床・天井等を不燃材料で造らねばなり

4、火災を発見した場合又は火災を起した場合は次の事が必要だす。  
▽できるだけ早く消防署へ通報しましょう。

▽消防隊がくるまで消火・延焼防止・人命救助を行ないましょう。

5、プロパンガスボンベについて  
▽遮光をしましょう。  
▽転倒もしくは衝撃を防止するための措置をしましょう。

6、給湯・湯沸設備について  
▽天井・上方のたな等の可燃性の部分から六十センチメートル以上の間隔を保ちましょう  
▽壁・柱等の可燃性部分から十五センチメートル以上の間隔を保ちましょう。

管内火災救急発令状況  
(50・1・1)50・731まで  
( )内は7月分

町名/種類	救急	火災
水巻	192 (31)	12 (3)
芦屋	138 (22)	3 (0)
阿垣	103 (22)	12 (1)
遠賀	112 (20)	7 (0)
合計	546 (95)	34 (4)



### 胃ガン予防検診の実施について

毎年実施致しています胃ガン予防検診を今年も左記により実施致しますので希望者は申し込んで下さい。尚、検診は先着一〇〇名までです。

実施日 十月十五日(水)

九時三十分～十二時まで

場所 遠賀町中央公民館前広場(新築中)

料金 二〇〇〇円(内一〇〇〇円町補助)

申し込み先 役場衛生係窓口

料金一〇〇〇円を添えて申し込み事。

申し込み期日 九月二十日～十月五日まで。

### 昭和50年度 農業生活改良普及資格試験のお知らせ

左記のとおり試験が実施されますので希望者は受験されますようお願い致します。

#### 記

一、試験日時及び場所 (日時) 昭和50年10月28、29、30日の3日間毎日午前9時から

(場所) 福岡県筑紫野市上古賀22番地 福岡県立農業講習所

二、試験区分 (一) 農業改良普及員 (二) 生活改良普及員

三、試験 筆記試験、実地試験及び口述試験とし、その内容は次のとおり。

(実地試験) 農業の改善に関する教示及び実地展示を行う為に必要な科学技術及び知識について行う

(口述試験) 社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う

(筆記試験) 必須項目及び選択項目について行う。

◎詳細な事につきましては、役場管業課(305号室)まで。



### 心配ごと相談員がおまちしています

ある時期には誰にも心配ごとや、悩み、困ったことがあります。しかし誰にも言えないような心配ごとは、本当に苦しいことです。あなたは、いま、一人で心配ごとや悩みごとで苦しんでいませんか？、子供のこと、家族でのめごと、夫婦間の問題、となり近所のことなど、他人に言えないようなことはありませんか？、その他健康、すまい、結婚、教育など、

### 計量器定期検査について

計量法は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること」を目的としています。

計量が安全且つ適正に行なわれ取引の公正を期する上使用中の計量器の構造及び精度が一定の水準以上に維持されなければならない、そのため必要最小限の計量器に限り、一定期間毎の検査を実施して不良品を排除する必要がある。

どんなことでも結構です。毎月23日には相談員がおまちしています。

あなたの悩みや心配ごとは、絶対に秘密で外部にもれることはありません。親身になっておきます。費用はいりません。お気軽においで下さい。そして出来るだけ早く、明るい毎日をお過ごし下さい。

相談日は次のとおり。毎月二十三日午後一時より午後四時まで。相談場所 町公民館(旧役場横)

但し当日が日曜、祭日、土曜日の場合は次週の月曜日

とおり定期検査が実施されますので必ずもれのないよう受検ください。

日時 昭和五十年十月二日 十時から十六時迄

場所 遠賀町公民館(旧館) 対象になる計量器(商店、医院、病院用等)

手動はかり、指示はかり、自動はかり、分銅及びおもり、

尚、受検の折印かん及び手数料(拾円から二百四拾円)を持参

### 乳児一斉検診の実施について

実施月日 九月二十二日(月) 受付時間 一時三〇分～二時 検診時間 二時～三時 検診内容 内科診察 身長及体重測定 離乳食及び栄養指導 健康相談

その他 ※毎月第3月曜日の乳児相談を9月は中止いたします。

### 香典返しのお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

故 林 敏夫殿 (尾崎) 林 佑吉様

故 松尾六郎殿 (今古賀) 松尾征二様

故 新治スナエ殿 (別府) 江川正義様

残暑御見舞申し上げます。

八月の区長会で各区長さんから広報に対する多くの御意見が出されました。私共広報編集部ではよりよい広報にするため皆様の御意見等をお待ちしております。